

平成 30 年度 3 月定例記者会見 次第

日時：3 月 25 日（月）15 時 00 分～

会場：糸島市役所 庁議室

【出席者】

〔伊都国記者会〕朝日新聞、糸島新聞、西日本新聞、毎日新聞、読売新聞
NHK福岡放送局

〔糸島市〕市長、副市長、教育長
関係部課（総務部）危機管理課、（企画部）地域振興課、
（市民部）生活環境課、（産業振興部）商工観光課、
（教育部）文化課

1 市長あいさつ

2 4 月のイベント イベント情報

3 案件

（1）防災ハンドブックについて

（危機管理課） 資料 1

（2）糸島市公共交通ガイドを作成

（地域振興課） 資料 2

（3）し尿処理センターへの太陽光発電設備の設置について

（生活環境課） 資料 3

（4）地域おこし協力隊（観光業活性化協力隊）の着任について

（商工観光課） 資料 4

（5）平成 31 年度糸島市新規指定文化財の指定について

（文化課） 資料 5

4 市長短信

短信資料

5 懇談・その他

次回定例記者会見の開催日時（予定）

日時：4 月 25 日（木）13 時 30 分～

場所：糸島市役所 庁議室

糸島市防災ハンドブックを作成しました

概要

糸島市では、糸島市防災ハンドブックを作成いたしました。本ハンドブックは、平成26年3月に作成・配布した防災ハンドブックを更新したもので、主に、風水害や地震、原子力災害に対する基礎知識、避難する際のポイントや災害発生時の情報収集方法等をまとめています。

また、基礎知識に加え、地震や家族による災害への備え（自助）、地域（自主防災組織等）による災害の備え（共助）のポイントを掲載しています。

糸島市防災ハンドブックについて

発行部数：45,000部

ページ数：32ページ（両面）

サイズ：A4

内容：

- ・自助（災害への備え、避難時の注意）
- ・地域防災（自主防災組織、要配慮者への支援）
- ・各災害の基礎知識、避難のポイント
- ・市内の指定避難所一覧
- ・防災情報の収集及び伝達

配布開始：4月1日（月）より

周知方法：

- ・行政区長を通じ、全世帯へ配布
- ・市民課窓口にて、転入者へ配布
- ・危機管理課窓口にて、希望者へ配布
- ・市ホームページにて、電子データを公開



更新のポイント

自助行動につながる情報や発災前後の行動のポイントを掲載しました。

イラストや写真を用いて、市民の方にわかりやすく表現しました。

QRコードを用いて、市民の方が情報収集を行いやすくしました。

【問い合わせ先】

総務部 危機管理課 防災・防犯係 担当：久保・高橋

TEL：代表092-323-1111（内線1243）

直通092-332-2110

メール：kikikanri@city.itoshima.lg.jp

公共交通を網羅！暮らしに便利で見やすい

「糸島市公共交通ガイド」が完成しました。

【 概要 】

市民の皆さんに公共交通の情報を分かりやすくお伝えし、公共交通の利用促進を図るため、バス・鉄道などの市内公共交通機関の路線図、時刻表を掲載した「分かりやすく」「使いやすい」、糸島市公共交通ガイドを作成しました。

【 掲載する公共交通機関 】

JR、市内バス路線、高速バス「いと・しま号」、市営渡船ひめしま、タクシー

【 制作コンセプト 】

「暮らしに便利・持ちやすく見やすい・利用を促進する」

【 制作のポイント 】

- 1) 表紙は別の媒体と区別するために「シンプルで目立つデザイン」に。
- 2) 持ち運びがしやすいようB5版で作成。
- 3) 各交通機関の「ご利用案内」ページを付記し、利用促進を図る。
- 4) 市全体図から各交通機関情報に移行して、「全体構成を分かりやすく」。
- 5) 各交通機関の違いが分かりやすいように「カラーリング」。
- 6) バス路線毎に、見開きで「路線図」と「時刻表」を掲載。
- 7) バスとJRの乗り継ぎのため、バス路線図にJR時刻表を掲載。
- 8) バス路線沿線の観光スポット、集客施設を掲載。

【 制作部数 】 10,000部

【 制作費用 】 1,944,000円(うち消費税144,000円)

【 配架日及び配架場所 】

平成31年4月1日配架

- ・ 公共施設(市役所、交流プラザ二丈館・志摩館、市立公民館、図書館など)
 - ・ 市内JR各駅
 - ・ 昭和バス前原案内所
 - ・ バス車内
 - ・ 糸島市観光協会
- 市のホームページにも掲載

【 問い合わせ先 】

企画部 地域振興課 公共交通係 担当：木浦、木村
TEL：323-1111(内線1326)
332-2062(直通)

し尿処理センターへの太陽光発電設備の設置について

概要

糸島市では、経済産業省資源エネルギー庁のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金を活用し、し尿処理センター（糸島市前原 1828-1）に太陽光発電設備を整備。平成31年3月に運転を開始しました。

最大出力は、市の公共施設で最大となる219kWで、発電した電気は全量をし尿処理センターで使用します。年間発電量は約21万9千kWhで、一般家庭約60世帯分の消費量に相当します。この電気で、し尿処理センターで使用する電気の約2割を賄います。

また、市役所1階の生活環境課前に啓発モニターを設置し、発電量の表示や啓発アニメの上映により、来庁者の啓発を行っています。

経緯

糸島市では、地球温暖化の防止やエネルギーの自給自足・地産地消による地域活性化を目的に、平成25年3月に再生可能エネルギー導入計画を策定しました。

この計画では、「公共施設への再生エネ導入箇所数」を目標の一つとしており、平成32年度末の目標値21箇所に対し、現在19箇所の設置となっています。

【太陽光発電（15施設）】交流プラザ二丈館、交流プラザ志摩館別館、二丈中学校、志摩中学校、姫島小学校・志摩中学校姫島分校、南風公民館、東風公民館、波多江公民館、図書館本館、健康福祉センターふれあい、前原第2放課後児童クラブ、前原南第2放課後児童クラブ、引津第2放課後児童クラブ、伊都文化会館、し尿処理センター

【小水力発電（3施設）】瑞梅寺浄水場、白糸の滝ふれあいの里、瑞梅寺ダム

【廃棄物発電（1施設）】クリーンセンター



問い合わせ先：市民部生活環境課 担当：中島
：代表 323-1111（内線 1483） 直通 332-2068
メール：seikatsukankyo@city.itoshima.lg.jp

糸島市地域おこし協力隊（観光業活性化協力隊）が就任！

概要

糸島市で4人目となる「地域おこし協力隊」が、平成31年3月1日に就任しました。

新たに任用された協力隊員は、市の非常勤嘱託員として、糸島市観光協会などの関係団体や事業所、地域住民とともに、地域資源を活用した観光業の振興により、地域の活性化に取り組み、最長3年間の活動後、定住をめざすことになります。

主な業務

協力隊員は、観光業の振興を目的に、糸島市や地域住民、糸島市観光協会、観光関連事業所、関係団体等と連携しながら、糸島市を訪れる観光客の増加や市内観光消費額の増加につながる活動を行います。

- ① （一社）糸島市観光協会を訪れる観光客（日本人及び外国人）に対する観光案内。
- ② SNSを活用した簡易な英文による糸島市観光情報の発信。
- ③ 訪日外国人に向けた糸島市の周遊観光パンフレット等の企画・作成補助。
- ④ 市内観光事業者と連携した新たな体験型観光の企画。
- ⑤ その他観光振興に関する業務。

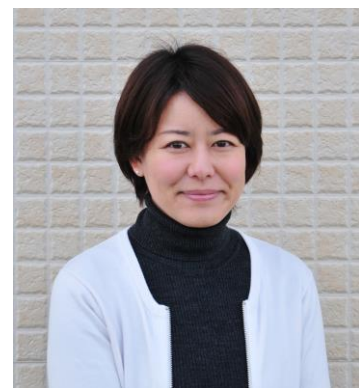
ふじせ みゆき
藤瀬 美由紀 さん

（観光業活性化協力隊員）

糸島市で4人目、観光分野では“初”の地域おこし協力隊員として、千葉県市川市から着任。

前職は、人材サービス会社で企画業務やマーケティング業務に従事。

今後は、糸島市観光協会（JR筑前前原駅北口）を拠点に、糸島市の観光業の活性化を推進します。



【問い合わせ先】

産業振興部 商工観光課 観光振興係

担当：田中・須賀

TEL：代表323-1111（内線1855）

直通332-2080

福岡県 糸島市 地域おこし協力隊員募集要項

平成 30 年 9 月 14 日

～福岡県糸島市の概要～

- 大陸との玄関口として古くから文化が栄え、農耕が営まれ、さまざまな史跡や遺跡などが今なお各所に残されています。中でも、平原遺跡で出土した日本最大の銅鏡「内行花文鏡」をはじめとする出土品群は国宝に指定されています。
- 現在は、政令市である福岡市の西に隣接していることから、ベッドタウンとしての性格を持つ地域です。都市近郊型の農業や畜産業が盛んで、休日には市内各所にある農畜産物や海産物が集まる直売所に多くの人たちが訪れます。また、市内には、糸島のシンボリック的存在として、古くは万葉の歌にも詠まれ「糸島富士」とも呼ばれる可也山、ダイナミックな海岸線を織りなす二見ヶ浦や芥屋の大門、美しい白砂青松の海岸線を有する幣の浜や姉子の浜、背振山系の山々からの水をたたえた白糸の滝や千寿院の滝などの名勝があります。
- このほか、サーフィンや海水浴、登山、各種芸術家の工房めぐり、6つのゴルフ場、眺めのよいカフェやレストラン、カキやハマグリなどの新鮮な海産物、遺跡をめぐる歴史探訪など、糸島の魅力を楽しむことができます。
- このような観光資源により、糸島市を訪れる観光客は年々増えており、平成 28 年中の観光入込客数は 632.9 万人を数えました。
- さらに、市北東部には総面積約 275 ヘクタール（うち、糸島市にかかるのは約 32 ヘクタール）の九州大学伊都キャンパスがあり、平成 30 年度の完全移転時には、約 18,700 人規模の学生と教職員がキャンパスとその周辺で活動することとなります。
- 糸島市は、福岡県や福岡市、産業界と連携し、九州大学を核とした知の拠点づくりの一翼を担っていきます。合わせて、住環境や情報インフラなどの都市基盤の整備や知的資源を生かした企業や研究所の誘致、地域の国際化など、あらゆる分野で九州大学との連携や交流を図りながら、学術研究都市づくりを積極的に推進していきます。

糸島市では、本市へ移住し、地域住民や関係団体とともに地域資源を活用した観光業の振興により、地域の活性化を図るために活動する“糸島市地域おこし協力隊”の隊員を募集します。

1. 活動分野と募集人数

糸島市地域おこし協力隊 観光業活性化協力隊 募集人員 1 人

2. 業務概要

協力隊員は、観光業の振興を目的に、糸島市や地域住民、（一社）糸島市観光協会、観光関連事業所、関係団体等と密に連携しながら、主に糸島市を訪れる観光客の増加につながる活動を行います。

- ①（一社）糸島市観光協会を訪れる観光客（日本人及び外国人）に対する観光案内。
- ② SNS を活用した簡易な英文による糸島市観光情報の発信。
- ③ 訪日外国人に向けた糸島市の周遊観光パンフレット等の企画・作成補助。
- ④ 市内観光事業者と連携した新たな体験型観光の企画。
- ⑤ その他観光振興に関する業務。

3. 募集条件等

(1) 募集条件

- ①年齢は、概ね20歳代から40歳代までの人。（性別は問わない）
- ②心身ともに健康で、観光関係団体や事業所等と連携しながら、意欲と情熱を持って誠実に勤務できる人。
- ③現在3大都市圏等（過疎・山村・離島・半島地域以外の都市地域）に住民票がある人で、委嘱後に糸島市に住民票を異動させ、糸島市内の勤務地域に居住できる人。
※総務省が示す、地域おこし協力隊の地域要件を満たす人。
※住民票の異動については、事前に担当部署と協議すること。
- ④パソコンを操作できる人。（必要書類の作成やSNS、WEBサイト、ブログなどによる情報発信）
- ⑤英語で日常会話ができ、簡易な英語の文章を書くことができる人。
- ⑥人と積極的にコミュニケーションを取ることができ、糸島観光の魅力を伝えることができる人。
- ⑦普通自動車運転免許を所持し、実際に運転ができる人。
- ⑧市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる人。
- ⑨活動期間終了後、起業・就業し、糸島市に定住する意思のある人。
- ⑩地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人。
- ⑪暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない人。
- ⑫暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない人。

(2) 主な活動・居住地

糸島市内（主な勤務地は（一社）糸島市観光協会事務所：糸島市前原中央1丁目1-18）
その他に研修場所として、糸島市内の観光関連事業所を予定しています。

4. 任用形態・期間

- ①糸島市嘱託員の設置に関する規則などに基づき、糸島市が委嘱します。
- ②雇用期間は、平成30年12月3日（予定）から平成31年3月31日までです。
なお、雇用開始日（着任日）は、可能な限り相談に応じます。
- ③次年度以降の雇用については、活動状況や実績等を勘案し、雇用期間を1年間更新することができ、最長3年間まで更新することができます。たとえば、平成30年12月3日任用の場合、平成33年12月2日まで更新可能となります。
- ④隊員として、ふさわしくないと判断された場合は、雇用期間内であっても雇用を取り消すことがあります。
- ⑤業務に支障がない範囲であれば兼業を認めますが、その場合は事前に担当部署に届け出て、市長の許可を得てください。

5. 勤務時間

原則、午前9時から午後5時15分まで（うち休憩1時間）になります。

原則、1週間につき週4日勤務（29時間以内）になります。ただし、土日・祝日などの勤務となる場合があります。

6. 給与・賃金等

月額 166,600円（賞与、時間外手当、退職手当等はありません）

7. 待遇・福利厚生

①健康保険や厚生年金保険、雇用保険に加入します。

※社会保険料の自己負担分は、給与天引きとなります。

②雇用期間中に生活する住居は、糸島市内の物件を市が斡旋します。

③居住地の家賃や光熱水費は、市が予算の範囲内でその一部を負担します。

※ただし、上記以外の引越し費用などは個人負担になります。

④活動に必要な備品等（活動車両、パソコン等）は貸与します。また活動に要する経費（通信費・燃料費等）は、市が予算の範囲内でその一部を負担します。

8. 募集期間

平成30年9月14日（金曜日）から平成30年10月19日（金曜日）まで

※応募に必要な書類に必要事項等を記入し、直接持参または郵送（消印有効）してください。

9. 応募手続き

次の書類を下記の申込み先宛てに提出してください。

①糸島市地域おこし協力隊応募用紙（別紙様式） 1部

②住民票抄本（住所・氏名・生年月日・性別が分かるもの） 1部

10. 選考の流れ

選考は、1次選考（書類審査）を行い、1次選考合格者を対象に、糸島市内で2次選考（面接など）を行います。

①1次選考（書類審査） 10月23日（火）

②2次選考（面接など） 11月4日（日）

※2次選考の詳細については、1次選考の結果通知時にお知らせします。

※応募に係る経費（書類申請費用及び面接時交通費など）はすべて応募者の負担となります。

※選考の経過や内容等についての問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

11. その他

その他、不明な点や質問等については希望者向けQ&Aをご覧ください。担当までお気軽にお問い合わせください。なお、ご応募いただいた内容について担当から連絡させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

12. 申し込み・問い合わせ

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市 産業振興部 商工観光課 観光振興係 担当：田中、須賀

Tel：092-332-2080、Fax：092-324-2531、Mail：shokokanko@city.itoshima.lg.jp

糸島市指定文化財の新規指定について

概要

平成31年2月の糸島市教育委員会において、下記2件の新規指定が決定し、平成31年3月18日に告示いたしましたので、お知らせいたします。

新規指定物件1 桜井神社の餅押し（無形民俗文化財）

新規指定物件2 鎌田龍一郎家文書（有形文化財・古文書）

桜井神社の餅押し

桜井神社（志摩桜井）で、毎年1月10日の夜に行われる厄除け行事。厄男が自らの厄に見立てた鏡餅を境内に向けて投げ込み、この餅を締込姿の若者衆が競って押し合うことにより餅は小片となり、厄が分散されるとされる。また、この餅を拾ったものには福が来るとされる。神社の伝承では、江戸時代にまで遡るとされ、糸島市の正月を彩る勇壮な祭りとして親しまれている。



鎌田龍一郎家文書

志摩御床の鎌田家に伝来する文書群。鎌田家は江戸時代、志摩郡御床触の大庄屋を代々務めた家であるため、多くの古文書が残されている。明治6年の竹槍一揆により文書の多くが被害を受けているものの、大正期に修復され現在に至る。糸島の歴史を研究する上で重要な史料である。



糸島市内の指定文化財（新規指定の2件を含む）

国指定 16件・県指定 25件

市指定 41件

- （考古 15・古文書 4・彫刻 3・建造物 2
・歴史資料 1・絵画 1・工芸品 1・史跡 5
・名勝 2・天然記念物 1・無形民俗 6）

【問い合わせ先】

教育部 文化課 文化財係 担当：村上・平尾

TEL：代表3 2 3 - 1 1 1 1（内線 2 1 4 3）

直通 3 3 2 - 2 0 9 3

メ-ル：murakami.a.821@city.itoshima.lg.jp

【指定物件 1】

1. 名称	桜井神社の餅押し
2. 所在地	桜井神社（糸島市志摩桜井 4227 番）
3. 区分	無形民俗文化財
4. 員数	1
5. 時期	
6. 所有者	桜井神社

【指定物件の概要】

志摩桜井に所在する桜井神社は寛永 9(1632)年に福岡藩 2 代藩主、黒田忠之により創建されたものである。本殿・拝殿・楼門は昭和 52(1977)年、石橋は平成 15(2003)年に福岡県指定文化財に指定されている。

桜井神社の餅押しは毎年 1 月 10 日の初春祭で行われる厄除け行事であり、厄男が自らの厄に見立てた鏡餅を投げ込み、この餅を締込姿の若者衆が競って押し合い取り合うことにより餅が割れ、厄を分散するとともに福を招くというものである。餅押しで用いる餅は、前厄である厄男(男性数え 41 歳、早生まれ 40 歳)が餅米の確保・餅つき・奉納まで行う。

当日は鏡餅の奉納後、午前 11 時から厄払いの神事を行い、餅押しは午後 7 時頃から始まる。まず、宮司・氏子役員・正装した厄男が拝殿から三方へと紅白の小餅をまく。その後、締込姿の参加者が待つ西側の広場に鏡餅を投げ入れる。

投げ込まれた鏡餅は参加者が激しく奪い合うなかで小さく割れ、奪い合うことで揉まれた餅は福餅となり、それを持ちかえたものには福が来るとされる。ある程度の大きさになると一度終了し、新たな鏡餅が投げ込まれる。その順番は宮司、氏子総代、厄男と続く

神社ではこの祭りが江戸時代から続くとするが、多くの民俗行事がそうであるように、由来は明確ではない。餅押しは桜井神社の末社である金刀比羅宮の金刀比羅宮祭の一環として行われるが、金刀比羅宮の記録は慶安 4(1651)年の絵図にはなく、幕末頃にまとめられた『筑前神社古傳鈔』には「同地の井上氏ノ宅地ニアリ」と記される。井上氏とは桜井神社の宮司の一人である。

明治 6(1873)年には桜井神社に各集落の氏神が合祀されたが、その宮座行事の名残として金刀比羅宮の餅押しがあると考えられることから、その始まりは江戸時代に遡る可能性もある。

【指定理由】

以上のように桜井神社の餅押しは厄除けに伴うものである。厄除けに餅を撒く事例は多いものの、餅押しは全国的に類例が乏しい。糸島地域の年中行事を知るうえで欠かすことのできない貴重な文化財である。

【指定物件 2】

1. 名称	鎌田龍一郎家文書
2. 所在地	糸島市 志摩御床 431 番 1
3. 区分	有形文化財（古文書）
4. 員数	895 点
5. 時期	近世～近代
6. 所有者	鎌田龍一郎

【指定物件の概要】

文書の伝来する志摩御床の鎌田龍一郎家は、志摩郡御床触（みとこふれ）の大庄屋を代々務めた家である。歴代当主の多くが甚吉を名乗り、甚吉貞俊は天和 3(1683)年から正徳 5(1715)年までの 33 年間、甚吉貞昌は享保 13(1728)年から寛保 3(1743)年までの 16 年間、平内種昌は延享元(1744)年から明和 7(1770)年までの 27 年間、甚吉正栄は明和 7(1770)年から文化 10(1813)までの 44 年間、磯助正盛は文化 10(1813)年から天保 9(1838)年までの 26 年間、甚吉昌直は天保(1838)9 年から安政 4(1857)年までの 20 年間、それぞれが触口役(享保 8 年に大庄屋役に改称)、大庄屋役を務め、清五郎昌永は大庄屋格の庄屋役として明治維新を迎えた。

このことにより、鎌田龍一郎家には江戸期の庄屋関係文書が多く伝来している。昌永はその後、明治 4 年に御床貝塚両村庄屋役、明治 6 年に第 15 大区副戸長、明治 16 年に御床村辺田村東貝塚村西貝塚村戸長に任命され、次の当主、鎮雄は御床村外三村の戸長、怡土志摩早良郡書記を務めた後、税務関係の職を歴任し、退職後は小富士村村長、糸島郡会議員などを務めたため、近代の資料も多い。なお、江戸時代の文書については、明治 6 年の竹槍一揆の騒乱において、塩俵を投入した井戸に投げ込まれるという被害を受けており、大正年間の当主、鎌田鎮雄により修復されている。

御床触（みとこふれ）：福岡藩は志摩郡の村々を御床触と元岡触に二分し、それぞれに大庄屋を置いて統治した。御床触には前原村、荻浦村、浦志村、大浦村、芥屋村、泊村、稻留村、松隈村、新田村、初村、野北村、貝塚村、小金丸村、久家村、油比村、吉田村、新町村、岐志村、馬場村、津和崎村、辺田村、井田原村、師吉村、御床村、船越村、姫島村が属す。

【指定理由】

これら、指定案件として挙げた文書の中には、研究史上重要な資料が含まれており、糸島地域の近世から近代にかけての歴史を知る上で欠かすことのできない貴重な文化財である。